

償却資産の例

◆業種別の償却資産の例

業 種	主 な 償 却 資 産
各業種共通のもの	駐車場設備、受変電設備、照明設備、ネオンサイン、看板、外灯、机、イス、パソコン、コピー機、ファクシミリ、金庫、キャビネット、ロッカー、エアコン など
小 売 業	陳列ケース、自動販売機、冷凍・冷蔵庫、レジスター など
飲 食 業	厨房設備、自動販売機、レジスター、カラオケ機器 など
理・美容業	理・美容器具、レジスター、サインポール など
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CTスキャンなど）、各種キャビネット など
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、ミキサー、ポータブル発電機、ポンプ など
自動車整備業	プレス、スチームクリーナー、オイルチェンジャー、充電器、洗車機、コンプレッサー、ジャッキ、溶接機 など
製 造 業	工場敷地内の舗装工事、外構工事、フェンス、製造用設備・機械 など
不動産（賃貸）業	舗装工事、フェンス、駐輪場設備、立体駐車場、車止め、白線工事 など
農 業	田植機、脱穀機、バインダー、コンバイン、乾燥機、粃すり機 など ※自動車税・軽自動車税の対象になっている車両は除く。
漁 業	漁船、網、船外機、魚群探知機 など



「申告」といえば何を思い浮かべますか？
所得税や消費税などの「確定申告」を思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。

もちろん、これらの税についても申告は必要ですが、このほかにも申告しなければならないものがあります。それは「固定資産税の償却資産」です。

固定資産税とは、毎年1月1日時点で、課税の対象になる土地、家屋、償却資産を所有している人が、その固定資産の所在する市町村などに納める税金です。

償却資産って何？

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産（ただし、電話加入権・漁業権・特許権その他の無形減価償却資産は除く）で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、「損金」または「必要な経費」に算入されるものをいいます。

償却資産を申告しなければ
ならない人は？

償却資産の申告をしなければならない人は、それぞれの事業を行っている個人事業主および法人です。農業・漁業などの第1次産業、製造業・建設業などの第2次産業、卸業・小売業・サービス業などの第3次産業の業種を問わず、全ての業種に申告義務があります。

償却資産の申告方法は？

毎年1月1日現在で、事業に利用している償却資産が申告の対象です。申告書は平成24年1月31日までに提出（郵送可能）してください。

申告書は、原則として市から郵送（12月中旬ごろ）したものを使用することになりますが、パソコン処理などによる独自様式を使用している場合は、それで申告しても差し支えありません。

なお、初めて申告する人は、市税務課資産税係に申告書の様式を請求してください。



▲償却資産申告書
（償却資産課税台帳）

相続登記が済んでいない人へ

固定資産税は、毎年1月1日時点で、課税の対象になる固定資産（土地・家屋・償却資産）の所有者（不動産登記者）が納税義務者になりますが、所有者が死亡されている場合、正式な相続などによる所有権移転登記が済むまでは、その固定資産を「現実に所有している人」が納税義務者になります。

「現実に所有している人」とは、死亡された人の相続人のことであり、各相続人は連帯して納税義務を負っていたことにあります。この場合、納税通知書（納付書）などを受領する代表者を1人定めていただく必要がありますので、12月末までに相続登記をしない人は、平成24年1月31日までに「納税義務者及び相続人代表者届出書」を市税務課資産税係に提出してください。

固定資産税が
減額されます

税制改正により次の住宅の改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

- 住宅耐震改修工事
- 省エネ（熱損失防止工事）改修工事（ただし、平成25年3月31日までに工事をを行ったものに限り）
- バリアフリー改修工事（ただし、平成25年3月31日までに工事をを行ったものに限り）

固定資産税の減額については、申請が必要です。また、それぞれの改修工事には家屋要件、工事要件、工事費用要件、減額の範囲など、要件が異なりますので、詳しくは市公式ホームページをご覧ください。ただか、市税務課資産税係まで問い合わせください。

問い合わせ

市税務課資産税係
（福岡庁舎）

☎43・8118